

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第四十四號

鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例を次のように定める

昭和二十三年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例

第一條 入場税、酒消費税及び遊興飲食税の賦課期日、課税標準賦課率、納期及び納税地は、別表に定めるところによる。

第二條 入場税の課税標準たる入場料金又は利用料金は、地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者又は主催者が観覧料、座席料、入場料、舞踏料、遊技

昭和二十三年七月二十九日

外 木 曜 日

本報ノ大キサハ添付ノ如クナリ

- 料、會費、その他入場又は設備を利用する者からその入場又は設備の利用について領收すべき金額の合計額をいう。
- 2、入場料金又は利用料金の定めのある場合にその入場料の全部又は一部を支拂わないで入場又は利用したときは、公務又は業務によるものを除く外その入場料金又は利用料金の金額を支拂つたものとみなして入場税を課する。
- 3、寄附金、花、その他これに類するものによつて入場又は設備を利用させる場合においては、これらの収入總額の二百五十分の百に相當する額を以つて入場料金又は利用料金の總額とみなす。
- 4、個人又は共同にて経費を負担し一般又は特定の者に入場又は設備を利用させる場合においては、これに要する経費の總額をもつて入場料金又は利用料金の總額とする。

とみなす。

第三條 演劇、映畫その他催物の入場料が一人一圓三圓に満たない場合には入場税を課さない。

前條第四項の場合において知事又は地方事務所長が特別の事由があると認めるときは課税しないことができる。

外食券食堂における外食券による飲食に対しては遊興飲食税を課さない。

第四條 遊興飲食税の課税標準たる遊興飲食又は宿泊の料金は花代飲食料、室料、その他地方税法第九十五條に規定する場所の經營者が遊興飲食又は宿泊をした者からその遊興飲食又は宿泊について領収すべき金額の合計額をいう。

第五條 入場税は地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者又は主催者を、酒消費税は、地方税法第七十七條に規定する。

酒類の小賣業者を、遊興飲食税は地方税法第九十五條に規定する場所の經營者(地方税法第三十六條の規定

による特別徴收義務者とする。

第六條 地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者又は主催者は別記第一號様式により催物又は設備の所在地等級別定員及び入場料金又は利用料金その他必要事項を記載した申告書を經營又は開催の七日前までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。但し特別の事情ある場合は申告の期限を短縮することができる。

2 前項の申告事項は異動を生じたとき又は一ヶ月以上休止しようとするときはその事由を直ちに申告しなければならない。

第七條 特別徴收義務者は入場税については、入場料金、入場人員及び税額を催物又は設備の種類毎に酒消費税については酒類別受拂數量販賣價格及び税額を遊興飲食税については、遊興飲食又は宿泊の料金及び税額その他必要事項をその場所毎に記載した毎月分の申告書を別記第二號様式乃至第四號様式により翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に出しなければならない。

5。但し催物又は設備の主催又は經營を廃止した場合に直ちにこれを提出しなければならない。

2、前項の申告書の提出のないとき又は申告を不相當と認めるときは知事又は地方事務所長は、その徴收すべき税額を決定する。

第八條 特別徴收義務者は毎月分の入場税酒消費税及び遊興飲食税を知事又は地方事務所長の發行する納額告知書によつてその定める期日までに縣金庫に拂込まなければならぬ。

第九條 入場税、酒消費税及び遊興飲食税の特別徴收義務者は入場料金又は利用料金、酒類の代金及び遊興飲食又は宿泊の料金を領收したときは別記第五號様式乃至第十號様式による入場券又は領收書を支拂者に交付しなければならない。

2、前項の規定によつて領收書を支拂者に交付したときは、その寫を保存しなければならない。

第十條 前條第一項の入場券には知事又は地方事務所長の検印を受けなければならない。

第十一條 特別徴收義務者は入場税及び遊興飲食税の賦課率及び第九條に規定する領收書の様式を客席その他適當な場所に表示しなければならない。

第十二條 入場税、酒消費税及び遊興飲食税の特別徴收義務者は毎日少くとも左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

入場税

一、入場人員及び入場料の總額

二、入場券又は料金領收書の受入及び拂出

三、入場税額

酒消費税

一、酒類毎の受入量及び販賣量並に代金

二、酒類の買受人の住所氏名

三、酒消費税額

遊興飲食税

一、遊興飲食又は宿泊をした者の住所氏名

二、遊興飲食又は宿泊の種類別に区分した料金額

三、仕出した飲食物の品名、數量、價格、買受人の

備考一、販賣業者に販賣したものであるときは酒類別數量を買受人毎に区別した明細書を添付のこと

第四號様式

經營場所の種類又稱號又は屋敷	電話番	經營場所の位置	住所又は氏名又印
昭和 年 月 日		經營者氏名	
知事(地方事務所長)宛			
昭和 年 月分遊興飲食稅徵收申告書			
区分	人員	本月分料	賦課率 稅額
藝者の花代			百分の75
藝者の花代を伴う料理店賃席			同 40
花代のない料理店賃席			同 25
花代の伴わない料理店賃席			同 25
宿泊料			同 10
喫茶店その他			同 10
合計			

備考 月未残高 受入 前月より持越 酒区分 清酒 合成酒 麥酒 類

料金額收書発行枚数 (領收書番号第 号より第 号まで) 營業日数 日

第五號様式(入場券)

第 號	何 宛	入場券
料金額(税込共)	何 圓	
(一枚一名当日限り)		
入場券	何 宛	

第六號様式(入場料金又は利用料金の場合)

第 號 料金額領收書

一、料 金 圓 錢

一、稅 金 圓 錢

計 金 圓 錢

右金額領收しました

昭和 年 月 日

經營者氏名又は名称 何 某 宛

第七號様式(酒類代金の場合)

第 號	領 收 書
一、酒の種類	
一、販賣量	
一、代 金	圓 錢
内 酒消費税	
右金額領收しました	
昭和 年 月 日	
販賣場所所在地 氏名 印	
何 某 宛	

第八號様式(料理店(カフェー、バー、喫茶店及びこれに類する料理店を除く)貸席の場合)

第 號 料金額領收書

遊興飲食の年月日	室番又は番号	遊興飲食の人員
藝者の花代	金額	花代以外の料金
區分	本數又は時間數	品名數量金額
計	圓 錢	圓 錢
税金相当額		税金相当額
合計		合計
立替金	圓 錢	内譯 何々々 圓 圓 錢 錢
總計	圓 錢	
右金額領收しました		
昭和 年 月 日		
經營場所 經營者氏名又は名称		
何 某 宛		

備考 (一)この領收書は複寫式により記載するものとする (二)この領收書は一日の遊興飲食毎に作成するものとする (三)料金の一部を領收したときは總計の左傍に領收

第九号様式(旅館の場合)
 (四)金額を記載するものとする
 (五)は税金相当額及び酒消費税(附加税を含む)あるとき
 (五)は知事又は所轄地方事務所の長の承認を受けたとき
 はこの様式と異つた様式によることができる

第 號 料 金 領 收 書

室名 (普通宿泊料金圓錢)

何 某 宛 經營場所
 經營者氏名
 又は名称

昭和 年 月 日

下記金額領収しました

總計 円 錢

宿泊又は 遊興飲食 の年月日	摘要	人員 又は 数量	料 金		賦課 率	税 金 相当額	立替金
			宿 泊	遊興飲食			
			圓 錢	圓 錢		圓 錢	圓 錢
合計							

備考 (1) この領收書は一回の宿泊毎に記載するものとする
 (2) 第八號様式備考(一)(三)(四)及び(五)
 はこの様式に準用するものとする

第十號様式(カフェー、バー、喫茶店及びこれに準ずる料理店の場合)

第 號 料 金 領 收 書

何 某 宛

昭和 年 月 日

經營場所
 經營者氏名
 又は名称

下記金額領収しました

遊興飲食 の年月日	遊興飲食 の人員	金 額	
		品 名	数 量
		計	圓 錢
		税金相当額	圓 錢
		合 計	圓 錢
		立 替 金	圓 錢 { 何々圓 錢 何々圓 錢
		總 計	圓 錢

備考 (一)第八號様式備考はこの様式に準用するものとする

昭和二十三年七月二十九日
 昭和二十三年七月二十九日發行

鳥取縣公報

(昭和二十四年五月十五日)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町